

平成28年度税制改正に伴い

農地法施行規則を改正

農林水産省

農地法運用通知の一部改正

遊休農地に関する措置の計画的実施を規定

平成28年度税制改正により農地の保有に係る課税の強化・軽減の措置が講じられたこと(5月25日)に伴い、農地法施行規則の一部を改正する農林水産省令が施行された。

税制改正は、農地法36条に基づく農地中間管理機構との協議の勧告がなされた遊休農地の固定資産税の課税評価を約1.8倍とする一方、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に所有する全ての農地(10ha未満の自留地を除く)を同機構に10年以上の期間で貸し付けた場合には3年間(15年以上の場合には5年間)、固定資産税と都市計画税を2分の1とするもの。

農地法施行規則には、勧告遊休農地に係る農地台帳記録事項の農業委員会から市町村長への提供義務が追加されたほか、別記様式「農地における利用の意向について」が複数筆に対応できるよう改正された。

農林水産省は、5月25日、「農地法の運用について」の制定についてを一部改正し、施行した。

すでに通知されている農地

利用状況調査等の実施スケジュールがあらためて規定されたほか、利用意向調査を実施した場合に、農地中間管理機構に速やかに情報提供することなどが盛り込まれた。

主な事項は次のとおり。

◇遊休農地に関する措置の実施時期等

①農地利用状況調査は、毎年8月頃に実施

②利用意向調査は、毎年11月末までに実施

③その際、翌年1月末までの範囲で回答期限を設定。所有者等に対しては、勧告がなさ

れる(3)経営計画を策定する

の順で講義し、講師や塾生

品を作る(2)売る体制を作

る(3)経営計画を策定する

の順で講義し、講師や塾生

の意見交換、ワーク

ショップ、プレゼンテーションの実施等により、経営管

理能力の向上だけでなく仲間作り、ネットワーク作り

にも資することとしている。

できる農業者」を養成す

る。

扱い手支援課事業紹介(2)

ひょうご農業

MBA塾開設事業

平成28年度は6月から3月までの16回開講し、「①商品を作る②売る体制を作れる③経営計画を策定する」

の順で講義し、講師や塾生の意見交換、ワークショップ、プレゼンテーションの実施等により、経営管理能力の向上だけでなく仲間作り、ネットワーク作りにも資することとしている。

できる農業者」を養成す

る。

農業経営改善計画の所得目標を概ね達成している55歳未満の認定農業者及び同士の者を対象に、毎年度10人程度の塾生を募集し、「6次産業化により企業的経営ができる農業者」を養成す

る。

◇農地台帳に記録された事項の市町村への提供

①農業委員会は、勧告又は勧告の撤回をした農地について、速やかに、市町村税務部局に

対して当該農地の所有者名、所在、地番、面積、勧告又は勧告の撤回を行った期日及び

表明された意思のとおりに実行されていない場合、翌年11月末までに勧告を実施

②農業委員会は、その所有する全農地(10ha未満の自留地を除く)について新たに存続

過しても所有者等から意思の表明がない農地は、翌年8月頃に行う利用状況調査で現地確認を行った上で、11月末までに勧告を実施

③農業委員会は、毎年1月1日時点の上記①②の事項をと

りまとめた一覧表を作成し、当該年の1月末までに市町村

地中間管理権が設定された日、當該農地中間管理権の存続期間その他必要な事項を提供

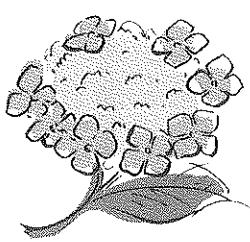
④農業委員会は、毎年1月1日時点の上記①②の事項をと

りまとめた一覧表を作成し、當該年の1月末までに市町村

地中間管理機構に情報提供

⑤その結果、利用意向調査で所有者等の意思が明らかでない場合でも、利用意向調査を実施した場合には、その農地の状況等を速やかに農地中間管理機構に情報提供

⑥利用意向調査で所有者等の意思が明らかでない場合でも、利用意向調査を実施した場合には、その農地の状況等を速やかに農地中間管理事業規程に定められた基準に適合しない場合には、その旨を速やかに農業委員会に通知するよう求める(農地中間管理機構から基準に適合しない旨の通知があつた農地は勧告の対象外となる)



農業委員の連携で不作付けを回避

猪名川町農業委員会

猪名川町農業委員会の大下章会長は、地域の農家から受け手探しを頼まれ、認定農業者への2筆62ヶの利用権設定を約1カ月で成立させた。現場は大区画の優良な水田で、耕作者が急にリタイアしたところから、今春は不作付けによる恐れがあった。

農地を引き受けた株中尾農

区分	農地区分別処理件数					処理面積 (ha)	
	農振 農用地	甲種	第1種	第2種	第3種		
第5条	0	0	0	3	0	3	3,362

県農業会議農地委員会結果

県農業会議は5月

16日、第2回農地委員会を神戸市の県農業共済会館で開いた。

一 議事

(1) 農地等の転用のための権利移動の許可について

農地法第5条に関する転用事案3件について審議し、許可を決定した。

相当として丹波市農業委員会長に回答することに決定した。

(1) 平成28年度農業委員会活動パワー

二 協議

制度に関するガイドライン等について事業委員会活動パワーライン等について事業委員会活動推進要領

農委会长らに農林水産功劳

県功労者表彰

兵庫県は5月18日、神戸市中央区の県公館で平成28年度県功労者22部門221人を表

農業委員会関係では、姫路市農業委員会長の池内宏行氏と川西市農業委員(前会長)の敷内勝氏、前加西市農業委員会長の東郷正春氏が農林水産功労を受賞した。

農業会議日誌

5月1日～5月31日

9日	都道府県農業会議事務局長会議出席(東京都・10日まで)▽平成28年度就農支援センター担当者会議開催(神戸市)	議出席(同市)
10日	全国農業委員会都市農政対策協議会事務局長会議出席(東京都)▽播磨農業会開発審査会出席(神戸市)	推進会議開催(神戸市)▽農地中間管理事業研修会出席(同市)
11日	県農業委員会職員協議会監査会出席(神戸市)▽県植物防疫協会決算監査出席(同市)▽農業者年金市町巡回実施(南あわじ市)	県町議會議長会第67回総会出席(神戸市)▽県民農林漁業祭企画会議出席(同市)
12日	全国農業会議所学識経験会懇談会出席(東京都)▽県都市農業振興基本計画検討会議出席(神戸市)▽農業者年金市町巡回実施(加西市)	農業者年金市町巡回実施(南あわじ市)▽耕作放棄地対策担当者会議出席(加西市)▽県町村会定期総会出席(神戸市)
13日	都道府県農業会議会長会議出席(東京都)▽全国農業者年金連絡協議会総会出席(同都)▽県農業活性化協議会幹事会出席(神戸市)	農業委員会会長大会出席(東京都)▽県就農スタートアップ支援事業農家審査会出席(神戸市)▽県農業活性化協議会総会出席(神戸市)
14日	県農業会議農地委員会結果(稻美町)	農業者年金市町巡回実施(南あわじ市)▽耕作放棄地対策担当者会議出席(加西市)▽県町村会定期総会出席(神戸市)
15日	県農業会議農地委員会結果(稻美町)	農業者年金市町巡回実施(南あわじ市)▽耕作放棄地対策担当者会議出席(加西市)▽県町村会定期総会出席(神戸市)
16日	第2回農地委員会開催(神戸市)	農業者年金市町巡回実施(南あわじ市)▽耕作放棄地対策担当者会議出席(加西市)▽県町村会定期総会出席(神戸市)
17日	県農業委員会職員協議会出席(神戸市)▽農業委員会協議会研修会出席(太子町)	農業委員会会議開催(同市)▽県耕作放棄地対策WG会議出席(同市)